

第103号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「の管理」の次に「（次条第4号に掲げる業務を含む。以下同じ。）」を加える。

第13条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの（以下「青少年の家外施設等」という。）の維持管理に関する業務

第15条第2号及び第20条中「設備」の次に「並びに青少年の家外施設等」を加える。

第23条中「施設等を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料」を「故意又は過失により、施設等を利用する者が青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を、指定管理者が青少年の家の施設若しくは設備若しくは資料又は青少年の家外施設等」に改める。

別表の2の(1)の(ア)の表中

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170
会議室	680	900	900	1,590	1,820	2,500

を

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

に

改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。